



処理	柵内	柵外
林床植生景観	繁茂	乏しい
同現存量 (DMg/m ²)	144.8	7.3
土壌流出	なし	わずかに移動

柵内・柵外での植生の違い (清川村)

出典：丹沢大山自然再生計画実施状況報告書

被害状況

1993年度（昭和68年度）から2010年度（平成22年度）の被害額等の状況を見ると、農作物被害継続が見られ、一部地域では被害地域が拡大している。

被害状況については、報告が出されない場合もあり、被害報告の集計値は必ずしも実態を反映していないと可能性もあるため、今後、農作物被害の軽減とともに被害地域の拡大防止に向け、効果的な対策が必要とされている。

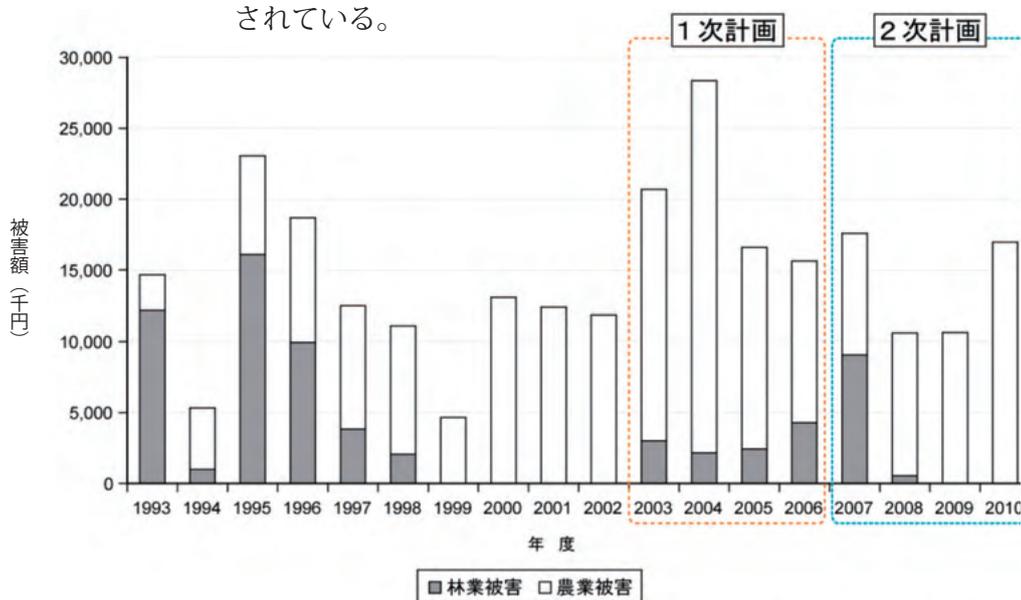


図3-5-12 被害額の推移 (保護管理区域内の集計値)

出典：第2次神奈川県ニホンジカ保護管理計画

神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画 (2003~2011年度 (平成15~23年度))

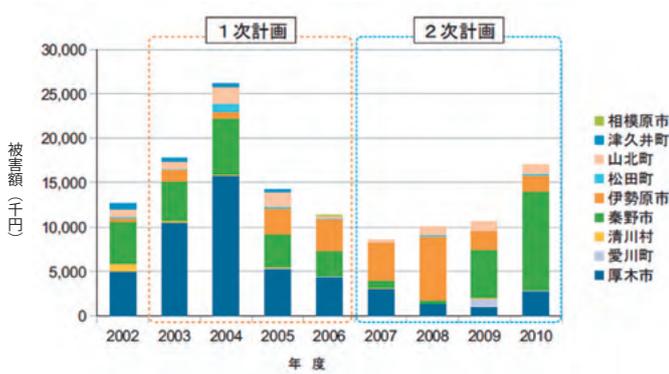


図 3-5-13 農作物被害の推移（丹沢地域）

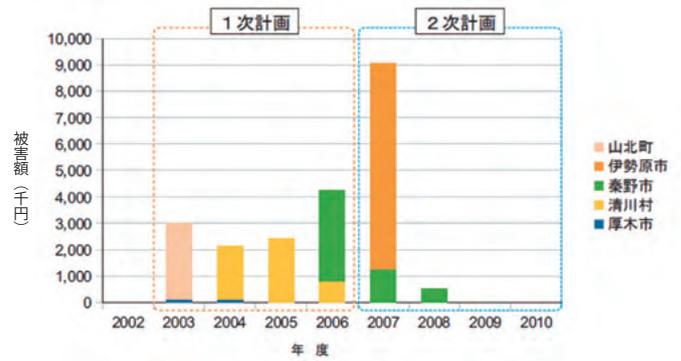


図 3-5-14 森林被害の推移（丹沢地域）

出典：神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画の平成15～23年度のデータを図化

(4)

対策の内容

対策の全体構成

第2次保護管理計画では、計画対象区域を保護管理区域と監視区域に分け、それぞれの区域で目標を達成するための政策が実施されている。保護管理区域では、土地利用や被害等の状況に応じて自然植生回復地域、生息環境管理地域、被害防除対策地域の3つの地域にゾーニングし、それぞれの地域ごとに重点的な目標が設定され、対策等が実施されている。

自然植生回復地域は丹沢大山国定公園特別保護地区に該当する地域で、ここではシカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させることが目標として設定され、個体数調整の実施、植生保護柵の集中設置等が実施されている。

生息環境管理地域は、丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の特別地域に該当する地域で、この地域がニホンジカの主な生息域として位置付けられ、植生とのバランスを保ちつつニホンジカ個体群を安定的に存続させることが目標として設定され、森林整備による生息環境整備、生息環境管理地域におけるモデル区域の設定・検証等が実施されている。

被害防除対策地域は、保護管理区域のうち、上記の2地域以外の地域であり、農地周辺でのニホンジカの定着を解消し、農林業被害を軽減することが目標として設定され、防護柵設置の推進、ニホンジカの定着解消のための個体数調整、地域主体での被害対策の取り組みの促進等が実施されている。

監視区域では、生息状況の把握が不十分であるとされ、モニタリングにより生息状況等について監視され、必要に応じて被害防除対策や有害鳥獣捕獲等が実施されている。

表3-5-3 第2次保護管理計画における対策の現状

区分		目標	問題点	対策
	自然植生回復地域	シカの安定的存続・生物多様性の保全と再生・農林業被害軽減と被害拡大防止	生態系への影響が深刻化	<ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整 ・植生保護柵集中設置
保護管理区域	生息環境管理地域		公益的機能低下やシカの生息環境悪化	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備による生息環境改善 ・モデル区域設定と統合手法検証 ・個体数調整 ・植生保護柵設置
	被害防除対策地域		農林業被害の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵設置 ・個体数調整 ・地域での自立的統合的な取組促進
	監視区域		生息状況把握が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況等の監視 ・必要に応じた対策実施
順応的・統合的な管理			—	<ul style="list-style-type: none"> ・区域別管理ユニット別保護管理※ ・モニタリング調査 ・官民学連携による実施体制 ・担い手育成や普及啓発・広報

(第2次保護管理計画より作成)

捕獲数

グラフから2002年（平成14年）以前（第1次保護管理計画実施以前）は、狩猟と有害鳥獣駆除によりオスジカが捕獲され、1996年（平成8年）からメスジカも有害鳥獣として捕獲されている。

第1次計画期間には、メスジカ猟が解禁され、植生回復目的の管理捕獲でもメスジカが捕獲されるようになり、メスジカの捕獲数に増加が見られる。

第2次計画期間には、管理捕獲でメスジカの捕獲が推進され、狩猟では保護管理区域内の可猟域（狩猟可能区域）全域でメスジカ猟が解禁され、メスジカの捕獲数は、第1次計画時よりも増加した。

植生回復のための管理捕獲では、第1次計画においては、管理ユニットごとの自然植生の劣化状況に応じて、現状の5割から8割程度の生息密度に誘導するために、捕獲地点や捕獲頭数が定められた。第2次計画では、管理ユニットの生息密度を5頭/k㎡未満に低減させることを目標に、自然植生が劣化している場所を中心に捕獲地点や捕獲頭数が定められた。

実施期間は、1次計画期間では猟期後1か月程度であったのが、第2次計画ではこれが通年となり、捕獲日数が大幅に増加した。

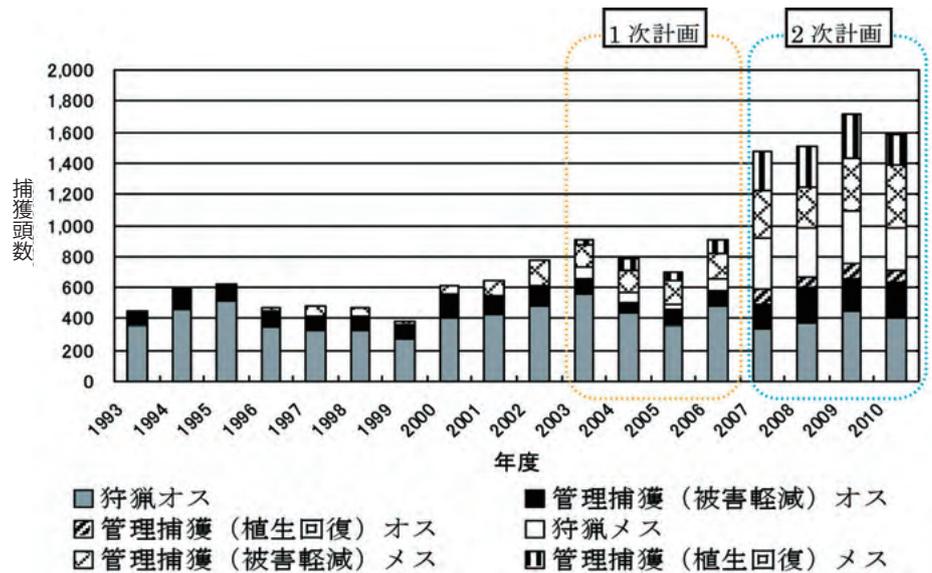


図3-5-15 捕獲数の推移

出典：第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画（素案）

※管理捕獲（植生回復）メスには性別不明個体を一部含む

植生保護柵および防護柵の設置状況

林床植生の劣化や森林の植物遺伝子資源の減少を防ぐための植生保護柵（小区画の防護柵）が丹沢大山国定公園特別保護地区等に、1997年（平成9年）から設置が開始された。2010年（平成22年）までに合計33.9 haの面積に設置されている。

農業被害を軽減するため、地域での防護柵の設置が推進され、丹沢山地山麓部に農地と森林を分断するための防護柵として、2002年度（平成14年度）から2004年度（平成16年度）に約83kmの広域獣害防止柵（以下、広域柵）が神奈川県により設置された。広域柵は、2002年度（平成14年度）には清川村、秦野市、伊勢原市、2003年度（平成15年度）には秦野市、伊勢原市、2004年度（平成16年度）は秦野市、松田町等に主に設置され、広域柵は秦野市～清川村の丹沢南～南東山麓にかけて設置されている。

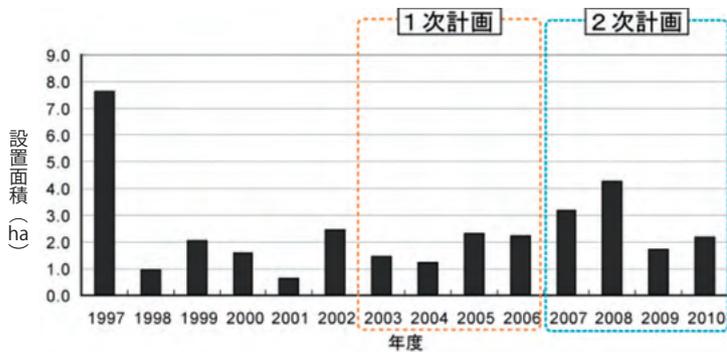


図3-5-16 植生保護柵設置状況

※丹沢大山国定公園の特別保護地区等において設置した面積

出典：第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画（素案）

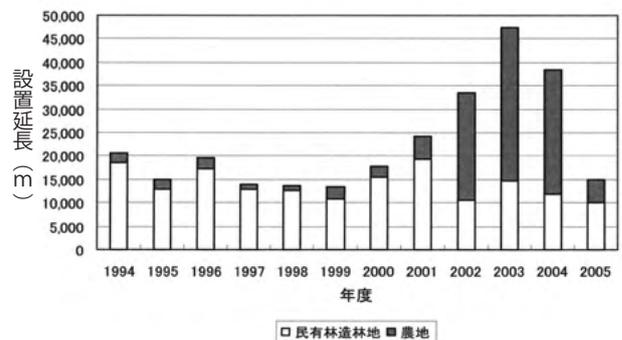


図3-5-17 農地における防護柵設置状況

※2002年度から2004年度の農地の防護柵は広域柵

出典：第2次神奈川県ニホンジカ保護管理計画



図3-5-18 広域柵設置状況
出典：第2次神奈川県ニホンジカ保護管理計画

生息環境整備

第2次計画では、地域個体群の安定的存続のため、丹沢大山自然環境保全対策として事業連携のための重点区域を設定し、県営林の森林整備等により生息環境の改善に資する取組が行われている。

実施エリア別の、県営林における森林整備面積の推移をグラフに示すと、第1次計画および第2次計画ともに、モデル地区のある中津川エリアで整備が行われている。

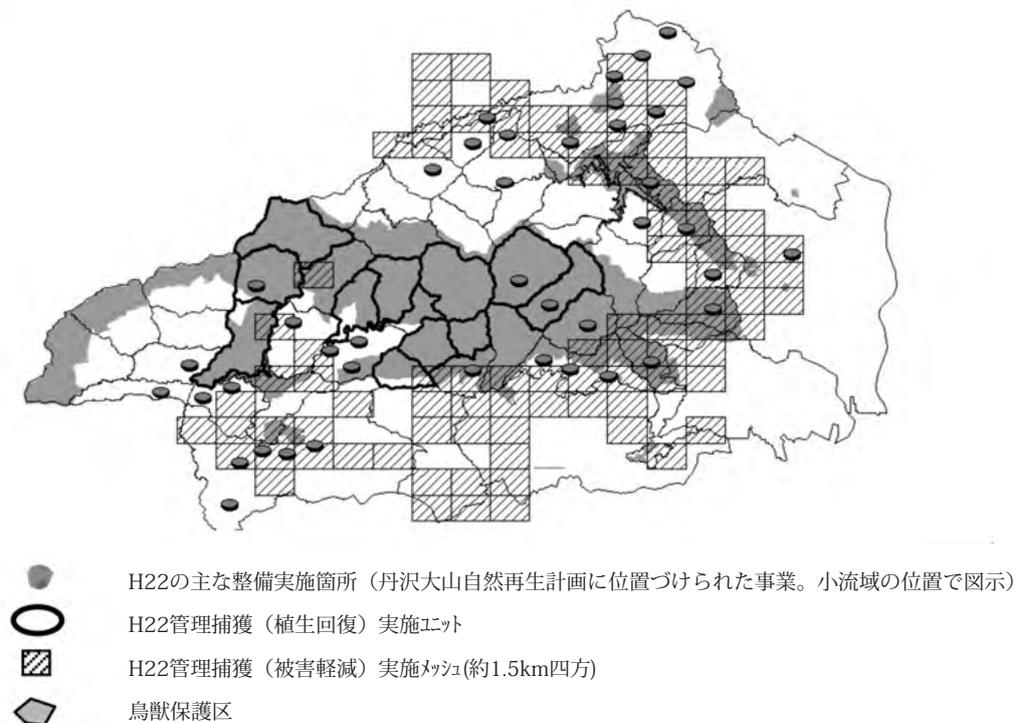


図3-5-19 平成22年度の主な森林整備実施箇所（水源の森づくり事業・県営林造林事業）と捕獲場所

出典：平成23年度神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画

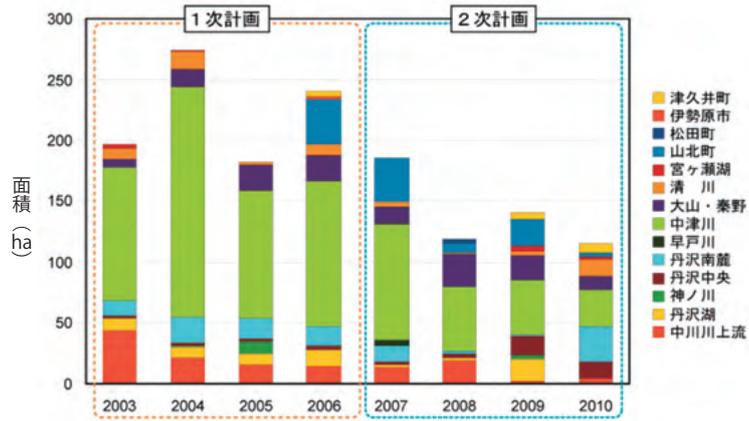


図3-5-20 森林整備の状況

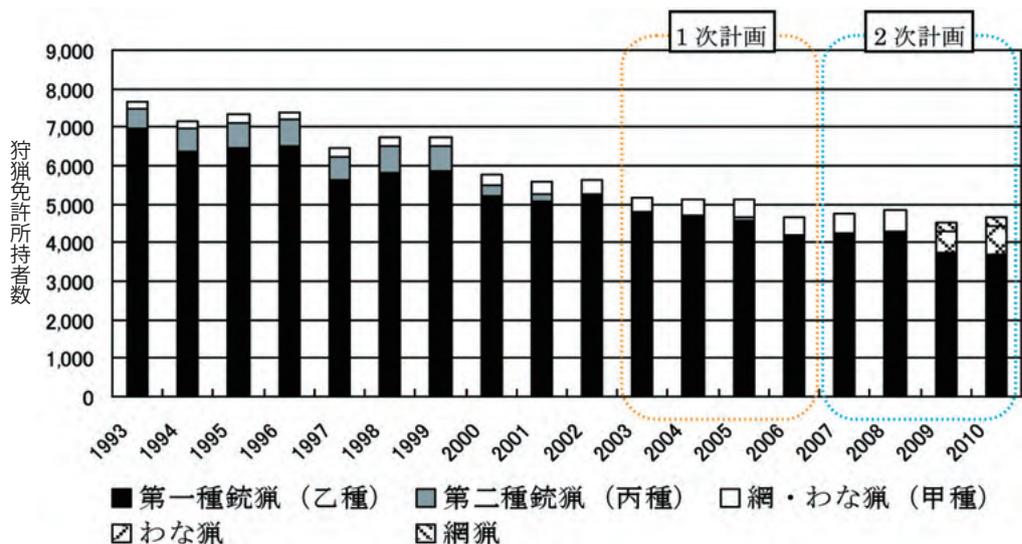
出典 平成16年度～平成23年度神奈川県二ホンジカ保護管理計画事業実施計画のデータを図化

狩猟者数

狩猟免許所持者数は1990年代から現在にかけて減少傾向が見られる。特に第1種銃猟免許所持者の減少が大きく、捕獲の担い手である狩猟者の減少は、将来的には個体数調整を継続することが困難になることが懸念されている。

神奈川県は、農業協同組合が行う農業従事者等の狩猟免許取得推進の取組を支援し、農家等の狩猟免許取得の推進が行われている。

市町村等による被害農家のわな猟免許取得経費の補助や農家各自が農地周辺での捕獲に携われるよう、農協によるわな講習会や技術講習会等の支援が行われている。わな猟免許所持者数は、第2次計画以降徐々に増加の傾向が見られる。



※2009年度（平成21年度）で網・わな猟免許は網猟免許、わな猟免許に完全移行した。

図3-5-21 狩猟免許所持者数の推移

出典：第3次神奈川県二ホンジカ保護管理計画（素案）

代表的管理ユニット
(中津川B)における生
息状況と保護管理の実
施状況

中津川B(図3-5-5参照)では、第1次計画から第2次計画にかけて8年継続して、神奈川県により植生回復のための管理捕獲が実施されている。生息密度の推移のグラフを見ると(図3-5-22)、保護管理計画以前の2002年(平成14年度)には40頭/km²程度見られたのが、2010年(平成22年)には5頭未満にまで減少している。神奈川県が設定した、5頭/km²未満に低減させるという個体数調整上の暫定的な目標が達成されている。

丹沢山(管理ユニット中津川B内に位置)で行われた1994年(昭和69年)および2004年(平成16年度)の植生保護区柵内区と柵外区における植被率の変化について調査された結果によると、低木層植被率は植生柵内では増加する傾向があり、柵外区ではほとんど変化しなかったと報告されている(神奈川県自然保護センター報告第7号)。

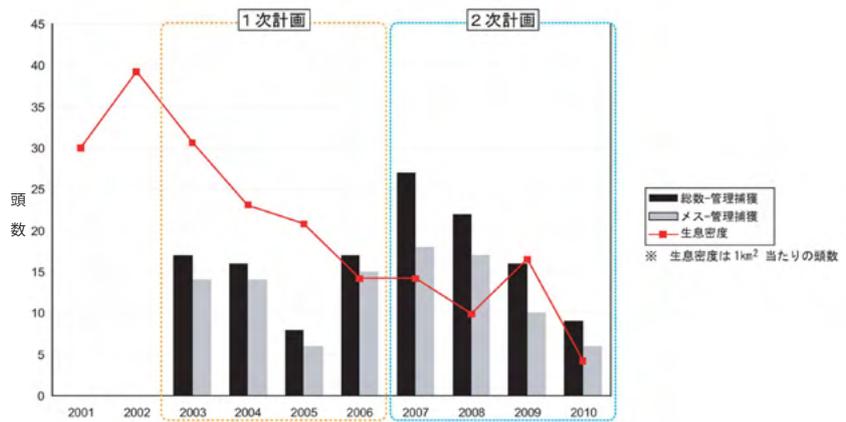


図3-5-22 生息密度および管理捕獲(植生回復)の経年変化

出典: 神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画(平成16~23年度のデータを図化)

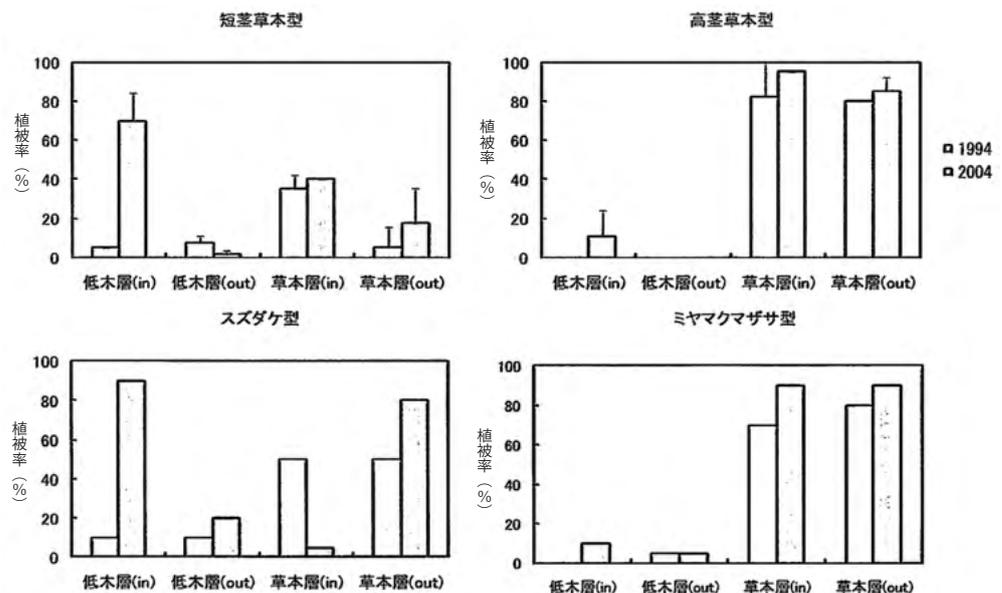


図3-5-23 植生保護柵内と柵外の植生の変化 in=柵内区、out=柵外区

(調査地点: 丹沢山周辺5カ所と檜洞丸1カ所を含む6カ所)

出典: 神奈川県自然環境保全センター報告 第7号

モニタリング調査

保護管理計画におけるモニタリング調査の内容について整理すると、生息状況や被害状況など保護管理に必要な項目についてモニタリングを定期的実施し、モニタリング結果は、神奈川県鳥獣総合対策協議会シカ対策専門部会およびニホンジカ保護管理検討委員会において評価し、効果的な保護管理に活用されている。さらに必要に応じて保護管理計画および事業の見直しの検討が行われている。

個体群

捕獲情報やアンケート等による分布調査、区画法や糞塊法等による定期的な生息密度調査、生息動向調査が実施されている。

生息環境

植生の回復状況を把握するため、実地踏査、植生保護柵内外の植生比較調査等が実施されている。モデル区域において生息環境整備と個体数調整の統合手法を検証のため、林床植物現存量調査等が行われている。

植生回復目的の管理捕獲で捕獲された個体から切歯・腎臓等のサンプルを回収し、個体群の質の分析が行われている。

農林業被害

「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」により、被害地、被害品目、被害量等の情報を収集し、被害状況の把握が行われている。

表 3-5-4 モニタリング調査

項目		内容	調査箇所・時期等
個体群	分布調査	目撃情報の収集によりシカの分布状況を把握。	通年
	生息動向調査	区画法による生息密度調査を実施する。	2次計画策定時の全調査箇所の半数で冬期に実施
		糞塊法による生息動向調査	重点箇所・監視区域で秋季に実施
		狩猟・管理捕獲における捕獲効率調査	捕獲実施時に情報収集
捕獲個体分析	捕獲個体からのサンプル回収（切歯・腎臓等）	捕獲実施時に採材	
生息環境	植生劣化状況調査	主要尾根線の踏査による生息環境調査	夏季に360km
	植生定点	植生保護柵内外のシカの植生への影響調査	重点箇所ですら夏季に実施
	モデル区域での保護管理手法検証	植生および森林整備内容・シカ個体群の調査により生息環境整備と個体数調整の統合手法を検証する（生息密度、生息環境、餌植物量等）。	東西2箇所の生息環境モデル区域で通年実施
農林業被害	農林業被害調査	被害報告に基づく調査の継続とともに、被害状況の把握手法について検討。	通年

出典：平成22年度神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画

保護管理計画における実施体制について、第2次計画から以下に整理する。保護管理計画の実施に当たっては、県、市町村、農業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体等が連携して実施されている。

計画の作成

神奈川県は、地域鳥獣対策協議会等が作成した実施計画案を取りまとめ、個体数調整の計画頭数等を定めた実施計画の策定を毎年度行っている。作成に際しては、各種モニタリング結果に基づき学識経験者や関係機関の意見を聞きながら対策を検証し、計画や事業内容の見直しが行われている。

モニタリングでは、生息密度や自然植生への影響等の調査が自然環境保全センターを中心に行われ、各種情報が随時蓄積されている。

対策の検証では、鳥獣総合対策協議会シカ対策専門部会でモニタリング結果を評価するとともに、自然環境保全センターに野生動物学、植物生態学、森林生態学の分野に詳しい学識経験者で構成するニホンジカ保護管理検討委員会が設置され、モニタリング、個体数調整、年度計画等の保護管理手法について科学的な視点で検討が行われている。

計画の実施

県、市町村、農業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等多様な実施主体が連携すると共にそれぞれの役割に応じ、事業が実施されている。県により、各地域の関係者の主体的な取り組みに対して、市町村が実施する被害防除等の事業を通じて助成が行われ、各地域県政総合センターに設置されている地域鳥獣対策協議会において、広域的な被害防除等の対策や体制整備について検討が進められている。連携に関しては、森林整備と管理捕獲の連携や広域的な連携の必要性があげられる。

森林整備と管理捕獲の連携に関しては、間伐等の森林整備が行われることで、林床植生（下草）が変化し、ニホンジカの餌が増え、その結果個体数は増加するため、間伐による林床植生の繁茂を維持するには、ニホンジカの個体数調整を同時に行うことが必要である。神奈川県でもその取り組みの強化を進めているところである。

広域的な連携に関しては、ニホンジカが行政界を越えて生息しているため、それに対しては連携により管理計画を進めていくことが必要である。神奈川県では、隣接する山梨県および静岡県とで山静神ニホンジカ情報会議を開催し、生息状況、被害状況、捕獲状況等についての情報交換が行われている。

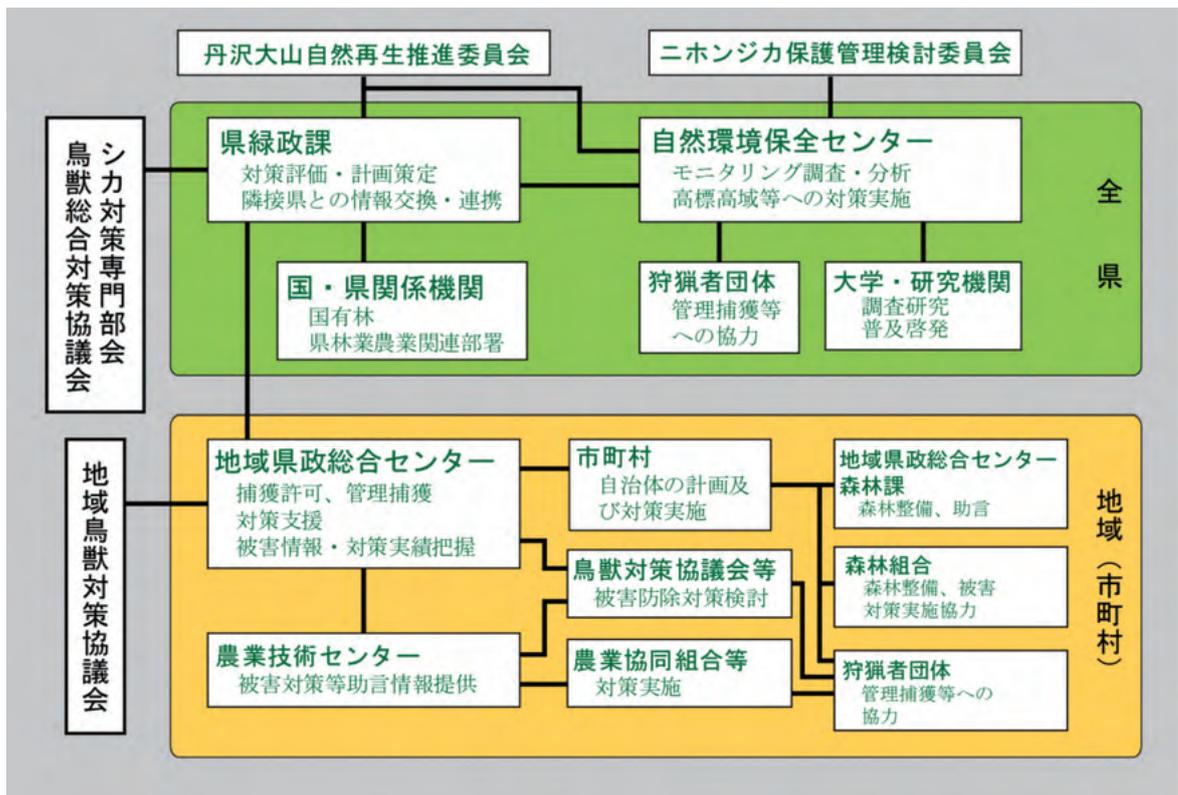


図3-5-24 保護管理計画の実施体制

(第2次保護管理計画より作成、現在「丹沢大山自然再生推進委員会」は自然環境保全センターが主管している)

(6)

第2次計画の対策の成果と課題 および第3次計画の概要

第2次計画の対策の 成果と課題

生物多様性の保全と再生
(自然植生回復地域
を中心とした取り組み)

第2次保護管理計画における成果と課題を第3次保護管理計画(素案)をもとに以下に整理した。

植生回復目的の管理捕獲、植生保護柵の設置等の事業が実施され、継続的な管理捕獲実施地での生息密度の低下、一部地域での林床植生植被率の増加、植生保護柵内での植生の回復等の成果が見られている。

課題としては、捕獲の実施が困難な山稜部での高密度状態の継続、管理捕獲が継続的に行われているユニット周辺での生息密度の上昇が見られる。丹沢山地全体では植生の劣化が継続している。

地域個体群の安定的存続（生息環境管理地域を中心とした取り組み）

森林整備等により生息環境の改善、モデル区域での保護管理方法の検証、栄養状態の把握・存続可能最小個体数の確保等の事業が実施され、間伐等の森林整備の推進、モデル区域でのシカ密度低下と林床植生の植被率の増加、栄養状態の改善等の成果が見られている。

課題としては、森林整備効果を高めるため管理捕獲との連携強化（間伐等の森林整備を行ったもののニホンジカの生息密度が高い場所を中心に林床植生の成長が見られていない）、推計生息数の横ばいが挙げられている。

農林業被害の軽減（被害防除対策地域を中心とした取り組み）

防護柵設置の推進、農林業被害軽減目的の管理捕獲と狩猟によるメスジカ捕獲の推進、わな捕獲の推進と農家等の狩猟免許取得の推進、地域主体の取組の推進（農業者や市町村等への情報提供や技術的助言）等の事業が実施され、防護柵設置箇所での被害軽減、メスジカ捕獲数の増加、わな捕獲の積極的実施、わな猟免許所持者数の増加等の成果が見られている。

課題としては、防護柵未設置箇所や銃器を使用できない場所でのニホンジカの定着、それらの場所での農作物被害の継続、狩猟免許所持者数の減少等が挙げられている。

分布域拡大の防止

監視区域での、狩猟規制が緩和され、有害鳥獣捕獲が積極的に実施され、分布域拡大の抑制が図られている。山梨県・静岡県との情報交換会が開催され、隣接県の生息状況や保護管理事業実施状況について、情報交換が行われている。

課題としては、丹沢山地以外での目撃数が増加する傾向にあり、一部地域では農作物被害等の発生も確認されている。

表3-5-5 第2次保護管理計画における対策の成果と課題

実施対策	成果	課題
<p>生物多様性の保全と再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植生回復目的の管理捕獲実施 ・ 植生保護策の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な管理捕獲実施地での生息密度の低下 ・ 一部地域での林床植生植被率の増加 ・ 植生保護柵内の植生回復 ・ 管理捕獲の担い手育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山稜部での高密度状態の継続・管理捕獲実施地周辺域での生息密度上昇 ・ 丹沢山地全体では植生劣化が継続 ・ 新たな捕獲手法・実施体制が必要
<p>地域個体群の安定的存続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備等による生息環境の改善 ・ 生息環境管理地域におけるモデル区域での保護管理方法の検証 ・ 栄養状態の把握・存続可能最小個体数の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐等の森林整備の推進 ・ モデル区域でのシカ密度低下と林床植生の植被率の増加 ・ 栄養状態の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備効果を高めるため管理捕獲との連携強化が必要 ・ 推計生息数は横ばい
<p>農林業被害の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置の推進 ・ 農林業被害軽減目的の管理捕獲と狩猟によるメスジカ捕獲の推進 ・ わな捕獲の推進と農家等の狩猟免許取得の推進 ・ 地域主体の取組の推進 ・ 被害把握手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置箇所での被害軽減 ・ メスジカ捕獲数の増加 ・ わな捕獲の積極的実施 ・ わな猟免許所持者数の増加 ・ 広域柵における開口部対策等の試行 ・ 被害把握手法に関する知見の集積 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山梨県境域等で積極的な有害鳥獣捕獲を実施 ・ 防護柵未設置箇所や銃器を使用できない場所でのシカの定着・農作物被害の継続 ・ 狩猟免許所持者数の減少
<p>分布域拡大の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲等の実施 ・ 山梨県・静岡県との情報交換会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山梨県境域等で積極的な有害鳥獣捕獲を実施 ・ 隣接県との情報効果による、県境域での状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丹沢山地以外での目撃数・捕獲数増加

(第2次保護管理計画より作成)

第3次計画の概要

第3次保護管理計画（素案）の中でまとめられている、第3次保護管理計画における実施目標・実施予定事業等について以下に整理した。

保護管理区域は土地利用や被害等の状況に応じて、自然植生回復エリア、生息環境管理エリア、被害防除対策エリアの3つのエリアにゾーニングされ、丹沢大山自然再生計画における景観域別の再生目標を踏まえ、それぞれの地域ごとに重点的な目標が設定され、個体数調整、生息環境整備、被害防除対策およびモニタリングの実施が予定されている。(表3-5-6)

自然植生回復エリアでは、ニホンジカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させることを保護管理方針として設定され、ニホンジカの生息密度を低するための個体数調整の実施、植生保護柵等の効果的な設置等の事業の実施が予定されている。

エリアの実施目標としては、長期的には、ニホンジカの累積的な利用圧の低下による、稚樹高の増加や植物の種組成回復による森林の階層構造の発達（生物多様性の再生）が目標とされる。

表 3-5-6 第3次保護管理計画素案における対策の内容と実施目標

ゾーニング	保護管理指針	実施予定事業	実施目標
自然植生回復 エリア	シカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させる	シカの生息密度を低減するための個体数調整の実施 植生保護柵等の効果的な設置	長期的には、シカの累積的な利用圧の低下による、稚樹高の増加や植物の種組成回復による森林の階層構造の発達(生物多様性の再生)。短期的には、土壌流出を防止するため、林床植生の植被率が低い場所で植被率が増加
生息環境管理 エリア	植生とのバランスを保ちつつシカ個体群を安定的に存続させる	個体数調整と連携した森林整備の実施 モデル区域等における保護管理モデル検証 エリア内の自然植生回復のための個体数調整の実施 植生保護柵の効果的な設置	長期的には、シカの累積的な利用圧の低下による、森林の階層構造の発達。短期的には、土壌流出を防止するため、林床植生の植被率が低い場所で植被率が増加
被害防除対策 エリア	農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減する	農地への侵入防止のための防護柵設置の推進 農地周辺でのシカの定着解消のための個体数調整の実施・わな捕獲の推進 地域主体での被害防除対策の取組の促進	農地周辺にシカが定着することにより被害が恒常的に発生しているため、農地周辺でのシカの定着を解消

(第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画(素案)より作成)

短期的にはまずは、土壌流出を防止するため、林床植生の植被率を増加させることが必要とされることから、林床植生の植被率が低い場所での、植被率の増加が目標とされる。

生息環境管理エリアでは、ニホンジカの主な生息域として位置付けられ、植生とのバランスを保ちつつニホンジカ個体群を安定的に存続させることが保護管理方針として設定され、個体数調整と連携した森林整備の実施、モデル区域等における保護管理モデル検証、自然植生回復のための個体数調整の実施、植生保護柵の効果的な設置等の事業の実施が予定されている。

エリアの実施目標としては、自然植生回復エリア同様、長期的には、ニホンジカの累積的な利用圧の低下による、森林の階層構造の発達が目標とされ、短期的には、土壌流出を防止するため、林床植生の植被率が増加することが必要とされることから、林床植生の植被率が低い場所での、植被率の増加が目標とされる。

被害防除対策エリアでは、農地周辺でのニホンジカの定着を解消し、

農林業被害を軽減することが保護管理方針として設定され、防護柵設置の推進、農地周辺でのニホンジカの定着解消のための個体数調整の実施・わな捕獲の推進、地域主体での被害防除対策の取組の促進等の事業の実施が予定されている。

エリアの実施目標としては、農地周辺の、ニホンジカの定着による被害の恒常的発生が、防護柵の設置や個体数調整等が実施されることにより、農地周辺でのニホンジカの定着が解消されることが目標とされる。

また、対策実施の新たな財源としては、水源環境保全税があげられる。これは、「良質な水を将来にわたって安定的に確保するためには、豊かな水を育む森林や清らかな水源を保全・再生していくための総合的な取組を長期にわたり継続的に進めて行く必要がある」という考えの下、2007年（平成19年）に「水源環境を保全・再生するための個人県民税の超過課税」として導入され、2007年度（平成19年度）からの5カ年で取り組む森林整備等の対策について「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」としてとりまとめられた。2011年（平成23年）には、2012年度（平成24年度）以降も水源環境保全税による対策を継続することが決定され、「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」がまとめられた。第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画により、今後、丹沢大山の保全・再生対策の新たな事業として、ニホンジカの捕獲や生息環境調査などが実施される予定である。

(7)

保護管理計画見直しのプロセス

第1次計画から第3次計画をもとに計画の見直しのプロセスを整理した（表3-5-7、表3-5-8）。なお、第3次保護管理計画については、パブリックコメント用の素案を参考にした。

保護管理の目標

1次計画では、生物多様性の保全と再生、地域個体群の維持、農林業被害の軽減の、3つの目標が設定された。第2次計画では、ニホンジカの分布域拡大を踏まえ、分布域拡大による被害拡大の防止が目標として追加された。第3次計画では、継続して第2次計画と同様の4項目について目標の設定が予定されている。

表3-5-7 保護管理の目標

第1次計画	第2次計画	第3次計画（素案）
生物多様性の保全と再生	生物多様性の保全と再生	生物多様性の保全と再生
地域個体群の維持	丹沢山地でのシカ地域 個体群の安定的存続	丹沢山地でのシカ地域 個体群の安定的存続
農林業被害の軽減	農林業被害の軽減	農林業被害の軽減
	分布域拡大による被害 拡大の防止	分布域拡大による被害 拡大の防止

保護管理計画の内容

個体数調整の基数値が、第1次計画では推定生息数の下限値である2400頭とされ、下限値は過少評価であると考えられ、第2次計画では推定生息数の中央値である4100頭になり、これが第3次計画では推定生息数の上限値である5500頭とされている。

個体数調整に関する事項

第1次計画では、メスジカ狼が猟区での捕獲制限を設定して解禁され、第2次計画では、保護管理区域内の可猟域全域で捕獲制限を定めたメスジカ狼の解禁に変更され、第3次計画では、可猟区全域で制限なしのメスジカ狼が解禁されている。第3次計画では管理捕獲のための専従ハンターの配置が計画されている。

生息環境整備に関する事項

第2次計画から鳥獣保護区の指定の見直しが検討され、第3次計画においても見通しが検討されることとなっている。

第2次計画において、県有林等にモデル地区を設定して、森林整備と個体数調整の適切な実施方法の検証が開始され、第3次計画ではモデル地区にくわえて、水源の森林づくり事業の森林整備地においてモニタリングの実施が予定されている。

被害防除対策等に関する事項

神奈川県が植生保護柵を、市町村が防護柵を、それぞれ設置等を行っている。

第1次計画から、市町村等が農業者等の農地の適切な利用等への指導・助言が行われ、第3次計画以降では、県が鳥獣害対策に関する専門的知識を有する「鳥獣被害防除対策専門員」を配置し、農業者等への被害対策に関する情報提供や助言等が行われている。

表3-5-8 第1次～第3次保護管理計画における保護管理事業（1）

事項	第1次計画	第2次計画	第3次計画（素案）
個体数調整に関する事項	<p>2002年度末の推計生息数を2,400～4,200頭とし、地域個体群存続の観点から下限値を基数として個体数調整を行った</p> <p>猟区に限って捕獲数上限を設定してメスジカ獐を解禁する</p> <p>-</p>	<p>個体数調整の基数を2006年度末推計生息数3,700～4,500頭の中央値（4,100頭）として個体数調整を実施する</p> <p>保護管理区域内の可猟域全域でメスジカ獐を解禁する。ただし、ゾーニングの保護管理方針に合わせて、猟区及び猟区以外の可猟域ごとに捕獲制限（捕獲頭数、捕獲期間等）を定める</p> <p>より効率的に捕獲できる手法について検討・実施する。管理捕獲の講習や実地研修の場を設定するなど、新たな管理捕獲の担い手育成に取り組む</p>	<p>2011年度末の推計生息数の上限値（5,500頭）を個体数調整の基数とする</p> <p>シカ獐に係る規制を猟区及び猟区以外可猟域で捕獲頭数制限なしに緩和するとともに、狩猟者にメスジカの捕獲を呼びかけ、メスジカの捕獲を推進する</p> <p>管理捕獲等に専従的に携わるハンターを配置する</p>
生息環境整備に関する事項	<p>現在設定されている鳥獣保護区の継続に努める</p> <p>県有林の森林整備など森林づくりのための各種事業と連携して、生息環境の改善に資する</p> <p>-</p>	<p>現在指定されている鳥獣保護区の継続に努めることとするが、植生劣化や、農林業被害が発生している地域については、他の鳥獣の生息環境の保護について十分考慮し、鳥獣保護区の指定区域の見直しを検討する</p> <p>県有林や水源林を中心に森林整備を行い、生息環境の改善に資する</p> <p>森林整備等による生息環境整備と個体数調整の連携を強化し、計画的かつ一体的に取り組む</p> <p>森林整備等による生息環境整備と個体数調整の適切な実施方法を検証するモデル区域を東丹沢中津川流域の県有林内等に設定する</p>	<p>現在指定されている鳥獣保護区の継続に努めることとするが、植生劣化や、農林業被害が発生している地域については、他の鳥獣の生息環境の保護について十分考慮し、現在鳥獣保護区に指定されている区域内におけるシカ獐の取り扱いを含めて見直しの検討を進める</p> <p>水源の森林づくり事業等の森林整備を行い、土壌保全等公益的機能の向上を図り、あわせて、シカ等の生息環境の改善に資する</p> <p>森林整備の実施にあたっては、モニタリング結果を考慮し、効率的に整備効果が発揮されるようシカの個体数調整と連携して、植生保護柵の設置等を組み合わせて実施する</p> <p>モデル区域以外においても管理捕獲が実施される水源の森林づくり事業の森林整備地においてもモニタリングを実施し、モデル区域と合わせて検証を進める</p>
被害防除対策等に関する事項	<p>市町村と連携、協調して農地と森林の境界部に基幹となる広域型防護柵を設置する</p> <p>-</p> <p>農業者等の農地の適切な利用等への指導・助言</p> <p>必要に応じて半恒久的な防護柵の設置</p> <p>各地区行政センターごとに設置した地域鳥獣対策協議会を通じて、広域的な連携・調整を行う</p> <p>-</p> <p>試験研究機関等実証事例の情報収集・提供等に努める</p> <p>-</p>	<p>広域柵の維持補修及び開口部対策</p> <p>耕作放棄地の適切な管理、放棄作物の適切な処分等により、定着を未然に防ぐ農業関係機関との連携を図り、効果的な対策に取り組む</p> <p>農業者等の農地の適切な利用等への指導・助言</p> <p>必要に応じて半恒久的な防護柵の設置</p> <p>各地区行政センターごとに設置した地域鳥獣対策協議会を通じて、広域的な連携・調整を行う</p> <p>市町村等が実施する被害対策に必要な支援・助言、地域で助言等を行う専門家やリーダーの育成・確保に努める</p> <p>試験研究機関等での実証事例の情報収集・提供等に努める</p> <p>シカの高密度化を防止し、植生を保護するため、丹沢山地の主稜線域の緩傾斜地等に植生保護柵を集中的に設置する</p>	<p>広域柵の維持補修及び開口部対策、未設置箇所への防護柵の設置を推進。開口部でのわな捕獲を推進する</p> <p>耕作放棄地の適切な管理、廃棄作物の適切な処分等を進めるため、農業関係機関との連携を図り、効果的な被害対策の普及啓発等に取り組む</p> <p>農業者等の農地の適切な利用等への指導・助言</p> <p>必要に応じて防護柵の設置</p> <p>各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会を通じて、市町村等が実施する被害対策に必要な情報提供等に努める</p> <p>市町村等が実施する被害対策を支援するとともに、鳥獣被害防除対策専門員による農業者等への被害対策に関する情報提供や助言等を行う</p> <p>-</p> <p>丹沢山地の山稜部等で、シカの利用圧から林床植生を保護する柵等を設置し、植生の保護および土壌の保全を図る</p>

表3-5-9 第1次～第3次保護管理計画における保護管理事業（2）

事項	第1次計画	第2次計画	第3次計画（表案）
モニタリングに関する事項	<p>生息状況や被害状況など保護管理に必要な項目についてモニタリングを定期的実施する</p> <p>神奈川県鳥獣総合対策協議会シカ対策専門部会はモニタリングの結果を評価し、効果的な保護管理に活用するほか、必要に応じて保護管理計画及び計画事業の見直しの検討を行う</p> <p>農林業被害の状況を把握するため、「有害鳥獣による農林水産物被害等調査」により被害地、被害品目、被害量等の情報を収集する</p>	<p>生息状況や被害状況など保護管理に必要な項目についてモニタリングを定期的実施する</p> <p>神奈川県鳥獣総合対策協議会シカ対策専門部会及びニホンジカ保護管理検討委員会においてモニタリングの結果を評価し、効果的な保護管理に活用するほか、必要に応じて保護管理計画及び事業の見直しの検討を行う</p> <p>農林業被害の状況を把握するため、「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」により被害地、被害品目、被害量等の情報を収集するとともに、あらたな被害把握手法の開発を検討する</p>	<p>保護管理に必要な項目についてモニタリングを定期的実施</p> <p>神奈川県鳥獣総合対策協議会シカ対策専門部会及びニホンジカ保護管理検討委員会においてモニタリングの結果を評価し、効果的な保護管理に活用するほか、必要に応じて保護管理計画及び事業の見直しの検討を行う</p> <p>農林業被害の状況を把握するため、「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」により被害地、被害品目、被害量等の情報を収集するとともに、被害軽減目的の管理捕獲実施時のシカの目撃情報等の活用など、間接的な指標を用いて被害状況の把握に努める</p>

モニタリングに関する事項

農林業被害の状況を把握するため、被害地、被害品目、被害量等の情報について、第2次計画以降は「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」により収集が行われている。

第2次計画からモニタリングの評価・活用する場として、神奈川県鳥獣総合対策協議会シカ対策専門部会に加えて、ニホンジカ保護管理検討委員会が参加している。

〈参考文献〉

- (1)丹沢大山保全計画；（1999）神奈川県
- (2)神奈川県ニホンジカ保護管理計画；（2003）神奈川県
- (3)平成15年度神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画；（2003）神奈川県
- (4)平成16年度神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計；（2004）神奈川県
- (5)平成17年度神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画；（2005）神奈川県
- (6)平成18年度神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画；（2006）神奈川県
- (7)第2次神奈川県ニホンジカ保護管理計画；（2007）神奈川県
- (8)丹沢大山自然再生計画 神奈川県；（2007）神奈川県
- (9)平成19年度神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画；（2007）神奈川県
- (10)平成20年度神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画；（2008）神奈川県
- (11)平成21年度神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画；（2009）

神奈川県

(12)平成22年度神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画；（2010）

神奈川県

(13)第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画（素案）；（2011）

神奈川県

(14)丹沢大山自然再生計画実施状況報告書；（2011）神奈川県

(15)平成23年度神奈川県ニホンジカ保護管理事業実施計画；（2011）

神奈川県

(16)神奈川県自然環境保全センター報告第6号；（2009）神奈川県自然環境保全センター

(17)神奈川県自然環境保全センター；（2010）神奈川県自然環境保全センター報告第7号

(18)丹沢大山学術調査；（1964）国立公園協会

(19)丹沢大山自然環境総合調査報告書；（1997）丹沢大山自然環境総合調査団企画委員会

(20)丹沢大山総合調査学術調査報告書；（2007）丹沢大山総合調査団